

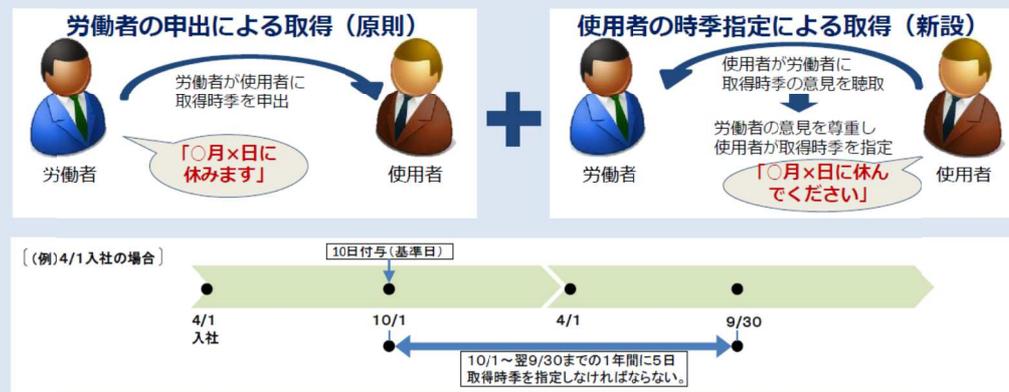
SATO'S NEWS LETTER

年次有給休暇の年 5 日以上消化が義務化されます。

働き方改革関連法案成立に伴い、労働基準法が改正されます。

全ての事業所で 2019 年 4 月 1 日より年 10 日以上有給休暇が付与される従業員に対し最低 5 日以上使用者が時期を指定して取得させることが義務付けられます。

時季指定義務のポイント



- ◆年次有給休暇が年 10 日以上付与されている労働者（管理者含む）が対象です。
- ◆労働者ごとに年次有給休暇を付与した日（基準日）から 1 年以内に 5 日について使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を 5 日以上取得済の労働者に対しては使用者による時季指定は不要です。

労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時期を定めて与えた日数（計画的付与）については 5 日から控除することができます。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| (例) 労働者が自ら 5 日取得した場合 | →使用者の時季指定は不要 |
| 労働者が自ら 3 日取得 + 計画的付与 2 日の場合 | →使用者の時季指定は不要 |
| 労働者が自ら 3 日取得した場合 | →使用者は 2 日を時季指定 |
| 計画的付与で 2 日取得した場合 | →使用者は 3 日を時季指定 |

- ・使用者は、年次有給休暇の時季を指定する場合、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・労働者ごとに年次有給休暇の管理簿を作成し、3 年間保存する義務があります。
- ・会社が 5 日与えない場合、1 人につき 30 万円以下の罰金が科されます。

2018 年 11 月号
(No.107)



CONTENTS

- 年次有給休暇の年 5 日以上消化が義務化されず …… P.1
- 自己都合退職トラブル …… P.2
- ニセ社労士にご注意ください …… P.3
- 第 51 回合同勉強会のご案内 …… P.4
- 人事労務ニュース …… P.4
- スタッフ紹介 …… P.4

11 月の社会保険労務と税務

11 月 12 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

11 月 30 日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届出

公式 Facebook ページ開設



いいね!

自己都合退職トラブル

人手不足で増加している自己都合退職トラブル

「自己都合退職トラブルとは」

近年、退職の意思を会社へ伝えようとする従業員に対し、会社が退職を認めないという「自己都合退職トラブル」が増加しています。

・「上司が面談に応じない」、「退職届を受理しない」、「離職票さえ渡さない」、「有休休暇を取得させない」、「辞めた場合は損害賠償請求を起こすと脅迫する」などが代表的な例です。

「解雇トラブルの相談件数と逆転」

・昨年度、都道府県労働局および労働基準監督署に寄せられた民事上の個別労働紛争相談のうち、「自己都合退職」は2番目に多い38,954件でした。この件数は直近10年間で増え続けており、平成27年度を境に「解雇」を上回っております。

（厚生労働省平成29年度個別労働紛争解決制度の施行状況）

かつての不況下においては解雇トラブルがよくみられましたが、人手不足の現在は自己都合退職トラブルが多くなってきています。この傾向はしばらくの間続きそうです。

「民法上では2週間で退職できます」

労働者は法律上、期間の定めのない雇用の場合、いつでも雇用の解約の申し入れをすることができます。また、会社の承認がなくても、原則として解約の申し入れの日から2週間を経過したとき、雇用契約は終了します。（民法627条1項）。就業規則の「退職」の項目においては、業務の引継等の必要性から、「退職希望日の少なくとも1か月前に退職届を提出」等と規定することも多いですが、この規程のみを理由に退職を認めないということはできません。

「従業員の退職でもめないために」

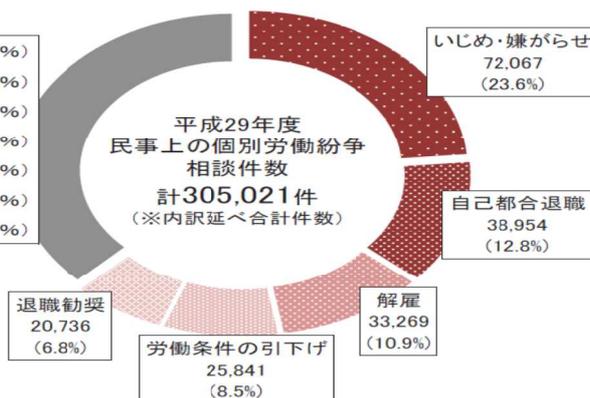
一度退職を決意しその意思を表明している従業員に対し、慰留・引き留めを行ったところでさほど効果はないものですし、度を過ぎれば、前述のような法的案件にもなりかねません。くれぐれも感情的な対応はせず、淡々と引き継ぎや退職手続をさせましょう。

最近では、「退職代行ビジネス」と言われる民間企業が本人に代わって退職手続を行うサービスを利用して、会社との自己都合退職トラブルを防ぐ退職者も増えています。この場合、本人と面と向かうことなく、会話もないまま退職が完了してしまいます。

従業員が自己都合退職に至る動機はさまざまですが、そもそも「辞めたい」と思わせない会社づくりが大切です。

ほか 計114,154

雇止め	14,442	(4.7%)
出向・配置転換	9,075	(3.0%)
雇用管理等	6,436	(2.1%)
募集・採用	2,748	(0.9%)
採用内定取消	1,916	(0.6%)
その他の労働条件	39,201	(12.9%)
その他	40,336	(13.2%)



二セ社労士にご注意ください

あなたの労働社会保険業務委託は大丈夫？無資格者にお金を支払っていませんか？

下記のような営業電話・DMがありましたらサトーへご相談下さい。

- ・「労務管理士」と名乗る人から社会保険労務士業務を行うと申し出てきた。
- ・アウトソーシング会社が雇用保険や年度更新の手続きを行うと申し出てきた。
- ・経営コンサルティング会社が助成金の手続きを行うと申し出てきた。

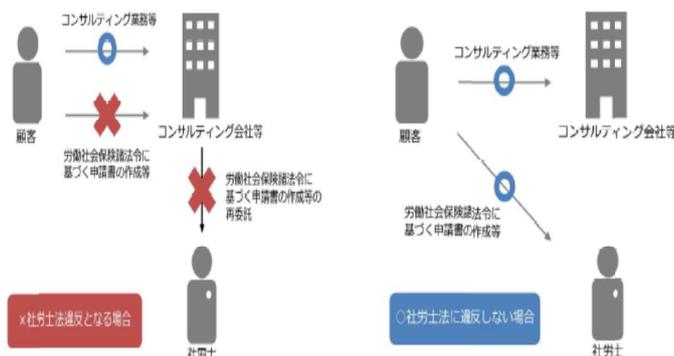
◆労働社会保険に関する申請書等の作成および届出の業務や労働社会諸法令に基づく帳簿書類の作成業務などについて、業として行うことができるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士だけです。

アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社等の無資格者や、労務管理士等と称していても、社会保険労務士でない者が上記の業務を行えば社会保険労務士法違反となります。

また、上記の無資格者が給与計算システム等を使用し、給与計算に付随して労働社会保険諸法令に基づく申請書及び帳簿書類を作成することも同様に社会保険労務士法違反です。

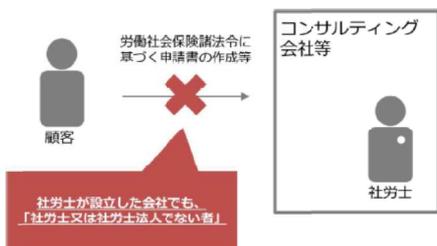
①コンサルティング又はアウトソーシング会社等と社会保険労務士の提携

社会保険労務士とコンサルティング又はアウトソーシング会社等が労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成や提出等、社会保険労務士しか行えないとされている業務とそれ以外の業務について業務提携を行う場合、社会保険労務士しか行えないとされている部分については、社会保険労務士と顧客が直接業務委託契約を締結しなければなりません。



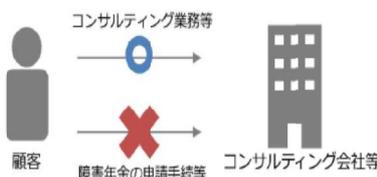
②社会保険労務士が設立した会社での労働社会保険手続き業務

社会保険労務士がコンサルティング会社等設立した場合であっても会社そのものは社会保険労務士以外のものになります。その為、仮に会社の代表が社会保険労務士であってもコンサルティング会社名義で労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成や提出等を受託することは出来ません。



③助成金のコンサルティング会社が行う労働社会保険手続き業務

国民年金法や厚生年金保険法に基づく障害年金や、労働社会保険諸法令に基づき支給される助成金に関するコンサルティングを行っているコンサルティング会社等が、上記の障害年金や助成金の申請手続まで受託した場合、それらの申請手続は社会保険労務士しか行えないとされている業務ですので、社会保険労務士法違反となります。



第 51 回合同勉強会のご案内

テーマ：人を動かす ～部下を輝かす『ほめる技術、叱る技術』～

【第 1 部】～部下を輝かす「ほめる技術、叱る」技術

担当：株式会社イズミ 執行役員能力開発部長 竹田裕彦（たけだひろひこ）氏

企業力は、「人材力の総和」です。そして「人材」とは「人罪」にも「人材」にもなり得ます。これを左右する源泉は、社員の「モチベーション」にあります。マネジメントとは他の人を通じて仕事を成し遂げることであり、管理職には、「組織を動かし成果を出す」「目標を達成させる」「仕事を通じて部下を成長させる」ことが求められます。価値観が多様化し、自分が育った時代の「型」に固執しては、部下の潜在能力を引き上げることは出来ません。この講演では、竹田氏のこれまでのマネジメント経験と、デール・カーネギー公認トレーナーとして知見から、どのように部下のモチベーション向上を成果向上の両立に繋げてきたのか、また、イズミでの取り組み事例を紹介して頂きながら、活用できる内容をワークショップ形式で楽しくご講演いただきます。

【第 2 部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する 5 分間トピックス

◆日時：平成 30 年 12 月 3 日（月）14：00～17：00

◆会場：NTTクレド白島ビル 2 階会議室（広島市中区東白島町 14-15）

※ビルに隣接した大型立体駐車場がありますので、お車でお越しの方はそちらをご利用ください。

◆費用：無料

◆お申し込み締切：11 月 26 日

◆お申込み、お問い合わせ：弊社まで



人事労務ニュース

・派遣労働の約 4 割正社員希望（10 月 18 日）

厚生労働省が発表した 2017 年に行った実態調査の結果で、派遣労働者のうち 39.6%が正社員として働きたいと回答したことがわかりました。一方、派遣労働者が働く事業所で「派遣社員を正社員に採用する制度がある」と回答した事業所は 24.4%でした。また、派遣労働者の年齢層は 40～44 歳が 16.5%で最多となっています。平均賃金は時給換算で 1,363 円と 2012 年結果に比べて 12 円増えました。

スタッフ紹介

用田 麻美子
（もちだ まみこ）



血液型：O 型
趣味：映画と歌舞伎

今年 8 月に入社し、社労業務（手続き）を行っています。前職では年金の仕事に携わり、社会保険労務士という仕事に興味を持ちました。日々先輩方に色々なことを教えていただき、刺激的な毎日を送っています。会社に貢献できる人材になれるよう努力してまいります。よろしく願い致します。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
730-0037 広島県広島市中区中町 7-41 広島三栄ビル 8 階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00 を除く）
電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6 階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00 を除く）
電話：03（5829）8982 FAX：03（5829）8983